

和 指 第 2 9 1 号
令 和 6 年 9 月 2 0 日
(2024年)

各指定訪問介護サービス等事業所 管理者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公印省略)

訪問介護サービス等における同一建物減算について (通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、訪問介護又は訪問型サービス（以下、「訪問介護サービス等」という。）の事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問介護サービス等事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く、以下同じ）へのサービス提供を行った指定訪問介護サービス等事業者は、毎年度2回、「別紙10訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を用いて算定日が属する月の前6月間に提供した訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者に提供されたものの占める割合を確認し、判定結果が90パーセントを超えた場合には、市に届出が必要です。

市への届出は持参のほか、郵送（送料分の切手を貼付した返信用封筒同封）で行うことが可能ですので、届出の遺漏のないようお願いいたします。

◆◆令和6年度前期の判定結果の届出について◆◆

*同一建物減算の区分見直しに伴う届出について（和歌山市ホームページ番号1059836掲載）もあわせてご参照ください。

*訪問介護と予防給付型訪問サービス（生活支援型サービス除く）はそれぞれで判定してください。

●判定期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日

●届出書類：

（別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出（訪問介護）

（別紙3-3）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（予防給付型訪問サービス）

（別紙1-1-2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）

（別紙1-4-2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（予防給付型訪問サービス）

（別紙10）訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

*提出書類については、和歌山市ホームページ番号1059836からダウンロードしてください。

●提出期限：令和6年10月15日(火) (必着)

●提出先：郵送の場合 住所：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市指導監査課

●提出部数：2部のうち1部は控えとして返却します。

(注)郵送で提出される場合は、返信用封筒に必要な分の切手を貼付し、同封してください。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320